

生活保護法による保護の基準の一部を改正する件について（概要）

令和 4 年 3 月
社会・援護局保護課

1. 改正の趣旨

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、生活保護については、生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）によりその基準を定めることとしており、保護基準については、国民の消費動向、他制度による給付の額、物価動向等を総合的に勘案した上で毎年度所要の改正を行っている。本告示案は、令和 4 年度について所要の改正を行うもの。

2. 改正の概要

生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の基準はそれぞれ保護基準別表第 1 から第 8 までに定めるところによる旨規定されている。今般、令和 4 年度について、別表に規定する扶助基準額の改定を行うとともに、出産扶助の基準額について、施設分べんの場合の額と居宅分べんの場合の額とを統合する改正を行う。

<生活扶助基準（別表第 1）>

- ・ 障害者加算について、他法・他施策の状況を踏まえて以下の見直しを実施する。
 - ① 重度障害者加算について、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号。以下「特別児童扶養手当法施行令」という。）第 9 条の 2 において読み替えて適用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号。以下「特別児童扶養手当法」という。）第 18 条に規定する障害児福祉手当と同額に改定を行う。
（現行）14,880 円 （改正後）14,850 円
 - ② 重度障害者家族介護料について、特別児童扶養手当法施行令第 10 条の 2 において読み替えて適用する特別児童扶養手当法第 26 条の 3 に規定する特別障害者手当の額から重度障害者加算の額を控除した額と同額に改定を行う。
（現行）12,470 円 （改正後）12,450 円
- ・ 放射線障害者加算について、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成 7 年政令第 26 号）第 17 条において読み替えて適用する原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 27 条第 4 項に規定する健康管理手当の額を踏まえた改定を行う。
（現行）現罹患者 43,830 円・かつて罹患者 21,920 円
（改正後）現罹患者 43,760 円・かつて罹患者 21,880 円

<出産扶助基準（別表第 6）>

- ・ 「施設分べんの場合の額」と「居宅分べんの場合の額」について、居宅分べんの場合の額の改定根拠であった日本助産師会の参考料金表が廃止されたことや居宅分べんの場合が少数であると想定されることから、「出産に要する費用」として統合し、独立行政法人国立病院機構における料金実態を踏まえた改定を行う。
（現行）施設 306,000 円以内・居宅 259,000 円以内 （改正後）309,000 円以内

<生業扶助基準（別表第 7）>

- ・ 「技能修得費（高等学校等就学費を除く。）」について、月謝類、教科書及び学習参考教材の物価伸び率を踏まえた改定を行う。
（現行）83,000 円以内 （改正後）84,000 円以内

3. 根拠法令

法第 8 条第 1 項

4. 告示日等

告示日：令和 4 年 3 月下旬（予定）※ 令和 4 年度予算成立後

適用日：令和4年4月1日（ただし、重度障害者加算及び重度障害者家族介護料については、令和4年7月1日から適用する。）